

秋田成就先生の業績について

著者	高藤 昭
出版者	法政大学社会学部学会
雑誌名	社会労働研究
巻	40
号	1-2
ページ	4-11
発行年	1993-07
URL	http://doi.org/10.15002/00018678

秋田成就先生の業績について

高 藤 昭

一 先生の研究歴と研究姿勢

秋田成就先生は、一九四七年、東京大学法学部をご卒業後、同大学院（旧制）ご入学、本格的研究のスタートをきられる。処女論文は「イギリス救貧法の失業政策としての諸機能について」（社会政策学会年報一集、一九五三）であることからもうかがえるように、研究は社会政策学から始められる。このご研究が端緒となって、以後先生はイギリス法研究に重点をおかれることになる。

一九五〇年に東京大学社会科学研究所助手となられたのちは、労働法学一途の道を歩まれる。この間病をえられ、片肺を切除されるという大きな身体上のダメージを受けられる。しかしそれがかえって一病息災となって今日にいたるまでの健康維持の因となされるとともに、全身全霊、研究一筋に没入される支えとなったようにお見受けする。その後、一九五七年に法政大学社会学部に勤務され、それ以来本年（一九九三年）三月まで、まる三六年間勤続されることになった。

この間、“急がず、休まず” ひたむきに研究生を送られるが、そのご姿勢を一口に言えば、学問、成果発表、出版

への厳しさである。作品はいずれも丹念な文献・資料の渉獵のうえ、精密な考察がほどこされたものばかりで、一つとして手が抜かれたものはない。それが巻末にみられるように無数といってもよい数々の珠玉の作品群となつてあらわれた。

出版は、著書が七冊、翻訳が二冊であるが、著書はすべて書き下ろしである。翻訳のうちモリス・ブルース「福祉国家への歩み―イギリスの辿った途―」（法大出版局、一九八四年）は二年の歳月をかけて精魂を傾けられたものであるが、いまではイギリス社会保障の歴史を知る上で、わが国でのバイブルとなつている。

このように多くの単行本を出版されているが、先生の神髄は論文中心の「短距離選手」―先生自身の分類で、単行本中心の長距離選手と対比されている―であられることにある。巻末に掲げられている論文は全部ではないはずであるが、とくに判例評釈は毎年数本ずつ、その累積は膨大な数にのぼっている。

そしてこの先生の研究への厳しいご姿勢はご退職まで、一貫して保たれる。のちにふれるが、先生の退職間際の八九年から九〇年にかけて社会学部紀要、「社会労働研究」に二度に分けて発表されたご力作、「日本の雇用慣行と労働契約」は、このことのおきらかな証明である。

二 秋田労働法学について

〈イギリス法のベースの上に〉

先生が大学を出られたころは、まさに戦後の解放期。その象徴が、燎原の火のごとく燃え上がった労働組合運動とわが国における労働法の本格的登場であった。学内にははつらつとした清新の気がみなぎり、学問的には社会政策学

と労働法学が新鮮な輝きをもって現れていた。若き先生がその研究を志されたのにはこのような戦後の背景があった。その頃、社会政策学ではいわゆる「大河内理論」をめぐる大 polemick が展開され、労働法学では、英、独、仏など先進国の学問的成果を足掛かりとしてこの新たな法領域の研究が始められた。ここで先生はイギリス法の研究をベースとして歩まれることになる。

このイギリス法は、労使関係、労働関係や労働組合の内部には法や裁判所は介入しないという“Voluntarism”を特色とする。それは、法が先にあってそれが労使関係や労働組合に適用されるというわが国労働法学者の一般的考え方ではなく、実態として自律的に存在する労使関係、労働（契約）関係、労働組合を重視し、法はそれにいかにかかわるかという思考方式を導くのであって、のちに述べるように、これは先生の生涯の研究の方法、テーマ、方向に強く影響を与えたと拝察する。

すなわち、先生は本格的労働法学者として、判例評釈の数の多さに示されるように、法学の中心たる解釈学に従事される一方で、つねにこの法以前に存在する社会的実態としての労使関係等の社会学的把握に心がけられ、そこから先生の学問を特徴づける数々の重要な論文がものさされている。そして、先生のこの方向での研究は、先生が社会学、経済学、政治学など多彩な学問領域の研究者や講座を抱えている本社会学部に勤務されたことが大きくかわっているように推察する。

〈労働法解釈学における先生の基本的立場〉

その解釈学についての先生の基本的なお立場は、「結論が先にあるのではない」、「結論はどうでもよい」と日頃口癖のように言われていた言葉によく示されている。このことは、法の解釈が問題となるあらゆる裁判事件―利害あい反

する当事者間の争い—について共通にいえる、きわめて常識的なことのようなのであるが、労使の激突する紛争がかかわる労働法解釈においては、「結論が先にある」傾向も強いのであり、先生のお立場は、労働法解釈学上、一の重要な態度の表明と受けとめなければならぬものである。

しかし、そうかといって、先生は決してゴリゴリの理屈をとおされた訳ではない。つねに現実とのバランス感覚が保たれ、安定感のある理論構成によって公正で説得力の高い結論を導かれている。学界では「秋田説」はつねに参照され、最近最高裁は、紅屋商事事件において、秋田説（「賃金決定における人事考課」（季刊労働法一〇五号）などで展開されている労組法二七条二項の労働委員会への不当労働行為の申し立て期間の始期、終期についての解釈論）を採用したとみられる判決を行った（平成三年六月四日）。ここでの先生のお説は、まさに先生の現実感覚からもたらされたものとみられるが、このような傾向はやはり現実的なイギリス法感覚の影響を受けられたものではなからうか。

〈ご研究の足どり〉

右に述べたように、先生は解釈論および実態と法との関連の追求を同時平行的に進めてこられたが、ご業績からみて、強いて時期区分をしてつぎの三期に分けてみたい。

〈第一期〉……（昭和三〇年代）主として労働団団法に関する研究をされた時期。

（代表作）①イギリスの労働組合の法的性格（有斐閣、労働法講座七巻上）、②労働組合の内部統制に関する若干の法的考察（学会誌労働法二二三号）

〈第二期〉……（昭和四〇～五〇年前後）個別的労働関係法に重心を移された時期。

（代表作）以下の労働契約四部作。①「労働契約論」（沼田還暦『労働法の基本問題』総合労働、昭和四九）、②

「労働法における「身分から契約へ」（石井追悼『労働法の諸問題』勁草、同）、③「労働契約における推定操作について」（社会科学研究二六卷三・四号、昭和五〇年）、④「労働契約における権利と義務の考察」（有泉古稀記念『労働法の解釈理論』昭和五一年）

〈第三期〉……（第二期後、現在まで）不当労働行為関係の研究業績が現われ、労働法の全領域にわたって研究が展開された時期。

（代表作）①「不当労働行為たる賃金差別の継続性」（労働判例二九二号）、②組合併存と不当労働行為（ジュリスト増刊『労働法の争点』昭和五四）、③前記季刊労働法一〇五号、④「日本の雇用慣行と労働契約（1）、（2）、（3）」（社会労働研究三六卷四号、三七卷二号、三八卷三・四号、一九九〇〜九二年）

〈秋田労働法学の特質〉

このすべての時期を通じて、先生の前述のご学風は貫かれる。第一期の労働組合の内部統制の問題―具体的には除名その他の組合の組合員に対する処分の根拠の問題―は労働法の根本にふれる問題で、ポレミックが展開されてきたところであるが、労働法原理としての憲法二八条の団結権から根拠づけようとする説（団結権説）に対し、先生は「社会における任意的集団の存在は、憲法によって創設されたものではなく、もともと固有の目的と組織をもった実態として、後に憲法を通じて国家による保障を得たものである。」とされ、その存在と統制権はその任意団体に固有の権利としてすでに憲法以前に存在するものである。それを、まず憲法二一条が原則的に承認する。そしてもともと組合の利用者に対する対外的権利保障である同二八条は、場合によってはその統制権を強化し、あるいは逆に規制する方向に作用すると理解される（以上は、主として「労働組合の統制権―その法的根拠に関連して―」恒藤武二編『論争

『労働法』世界思想社、一九七八年、所収による。)これはあきらかに先生の説に、前述のイギリス法の Voluntarism が大きな影響を与えていると見られるものである。

法以前といえ、労働者と使用者を結ぶ関係も、いまだ両者の負う権利、義務が実態として無定質、無定量で、身分的要素が付着し、法的には近代的、市民法的契約として捉えにくいものがあるのであるが、その実態に対し、法はいかにかかわるか、この問題に取り組みられたのが第二期の労働契約四部作である。一般には、そのこと自体あまり問題とせず、それに対し労働法、とくに労基法をストレートに適用してゆく態度がとられてきたが、先生はそこをまず問題とされたわけである。

①論は、いままでの労働契約論がとかく“従属労働”という労働法の本質究明に重点を置くあまり、一の契約としてのその諸特質の解明という側面が欠如していたことを批判され、従属労働論以前のより広い観点から、契約一般としての労働契約の性格の究明がなされたものである。その特性として、①継続契約的性格、②身分法的性格、③制度的性格、④抽象的性格、の四つをあげられている。これらを詳しく説明することができないのが残念であるが、とくに印象的なことは②の指摘である。ここでの身分とは前近代法的な使用者の労働者に対する人格支配を伴うものではなく、近代契約法のもとでのそれと捉えられたうえで、(a)労働者の地位の一身専属性、(b)契約の取消や無効の不遡及、(c)当事者間の義務の推定性、(d)契約違反についての強制履行の禁止ないし制限、の四つの具体的法的効果が認められている。労働契約とされるものなかに実態として存在する身分的要素―近代法に反するものとして一般には排除ないし無視されている―を直視され、それを法的次元のなかに取り入れて構成されているところが注目されるのである。

この延長上に現れるのが、④論である。ここでは労基法以前の問題としての労働者、使用者間の権利・義務関係が詳細に分析、究明されている。

②論は、「身分から契約へ」というメイン(H. S. Maine)のフォーミュラを身分的要素が宿命的に付着する労働関係について現代的に検討されたものである。発想の起点は雇用関係がはたして契約かである。先生は、結局これを雇用契約と捉えられるが、その把握は労働関係における契約から身分への逆行阻止を原理的に保障するものとして、あるいはその阻止の積極的役割を与える意図が込められたものである。

③論は、債権契約一般における契約解釈の方法としての「契約の推定」あるいは「黙示の条項」が、右のような特殊な性格をもった労働契約にどのような形で機能しているかが考察されたものである。

労働関係、労働契約の実態と法の関係を重視される先生の視点がもっともよく現れたのがご退職間際に出された第三期④論である。まず、わが国に存在する特殊Ⅱ日本の雇用慣行が、採用の方式、雇用期間の定め方など克明に分析される。この部分は国際的対比であって、広範な知識を要する社会学的難作業である。つぎに労働契約自体の―就業規則や労働協約との関係から觀念化している―わが国における存在形態が明らかにされたのち、それに対する法的かわりが詳細に検討されたものである。そして最後にこの日本の雇用慣行と今後の国際社会とのかかわりについての問題にふれられている。

以上に紹介した作品群は先生のご業績のごく一部に過ぎず、またすべてを読ませていただくことはとうてい不可能であるが、以上から秋田労働法学の特色をあげれば、まず、基本的にはイギリス法研究の素養のうえに立たれていること、それが解釈論においては、きわめて現実妥当的で説得的な論理の展開となって現れていると推測されること、しかし先生のご関心は解釈論だけではなく、労使関係、労働組合、労働関係、労働契約の社会的実態と法とのかかわりの究明に向けられていたこと。ここでは、労働組合の統制権の根拠や労働契約の把握に見られるように、労働法学の一般的傾向である労働法原理からの直接的なアプローチではなく、実態がさきにより、つぎに市民法、最後に労働

法原理がカバーするという発想がとられていること、などである。このようなアプローチは、前述のように先生が本社会学部に勤務されたことが大きくかわっているように拝察する。

先生のご業績は、戦後花開いた労働法学が、これも戦後、憲法上に新たに現れた労働基本権Ⅱ労働法原理を掲げて突っ走った一般的傾向に対し、それ以前になされるべき地道な作業の必要性を提示し、かつそれを実行されたこと、一言にしていえば、上滑り的な労働法学の足を地につける作業を地道に、かつ丹念に実行されたことにある。このような形において労働法学の懐を深められた先生の学界へのご功績は大きなものがある。

このように、派手な理論構築ではなく、地道で綿密な、そして手堅いご研究は、作品の一つ一つが燦し銀のごとき輝きをともなう。それは単にイギリス法の素養だけではなく、容易に追隨できない高く、かつ深いご見識から滲み出た感をもつものである。我々後輩に幸いなことは、先生はきわめてご健康で、今後とも衰えられることなくご研究を続けられ、いろいろの形でご教示をいただけることである。